

第40号議案

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、関係市町村と協議する。

平成30年6月12日提出

中間市長 福田 浩

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月27日18地第6713号許可）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の項中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改める。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）		
区分	市町村	選挙すべき人数	区分	市町村	選挙すべき人数
(略)			(略)		
6	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	3人	6	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡那珂川町	3人
(略)			(略)		